証券コード：9143

SGホールディングス株式会社

第12回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成30年6月28日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

開催場所 京都市中京区河原町通二条南入
一之船入町537番地の４
京都ホテルオークラ
３階特設会場

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

決議事項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限
平成30年６月27日（水曜日）午後５時まで
※詳細につきましては、２頁をご参照ください。

証券コード　9143
平成30年６月８日

株　主　各　位

京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
SGホールディングス株式会社
代表取締役社長　町田公志

第12回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年６月27日（水曜日）午後５時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。インターネット等による議決権行使に際しましては、３頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　**平成30年６月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時）**
2. 場　　所　**京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の４**
京都ホテルオークラ　３階特設会場
※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項
1. 第12期　（平成29年３月21日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期　（平成29年３月21日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

4. 招集に当たっての決定事項
１．代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を株主総会にご出席いただく代理人とすることができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
２．２頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以　上

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席願えない場合



■ 書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	平成30年６月27日（水曜日）午後５時までに到着



■ インターネット等による議決権の行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

（詳しくは、３頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限	平成30年６月27日（水曜日）午後５時まで

議決権行使のお取り扱い	
1	書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
2	インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

1. 本招集ご通知に添付すべき書類の記載事項のうち「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(※)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
   なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載した上記の「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(※)に掲載させていただきます。

※ 当社ウェブサイト→ http://www.sg-hldgs.co.jp/

剰余金の配当のお知らせ

当社は、平成29年６月９日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。この当社定款規定に基づき、平成30年５月25日開催の当社取締役会におきまして、第12期（平成29年３月21日から平成30年３月31日まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1.期末配当金　　１株につき　金33円
2.効力発生日及び支払開始日　　平成30年６月29日（金曜日）

なお、口座振込をご指定の方及び株式数比例配分方式をご指定の方には、平成30年６月28日に「期末配当金計算書」及び「『配当金振込先ご確認』のご案内」をご送付申し上げる予定ですので、内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

上記以外の方には、同日に「期末配当金領収証」及び「期末配当金計算書」をご送付申し上げる予定ですので、払渡期間内（平成30年６月29日から平成30年7月31日まで）にお近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で配当金をお受け取りください。

インターネット等による議決権行使のご案内

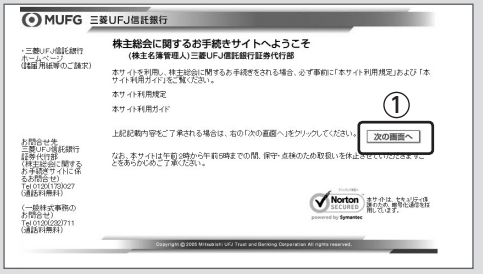
インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことにより実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

平成30年６月27日（水曜日）午後５時まで承りますが、お早めにご行使ください。

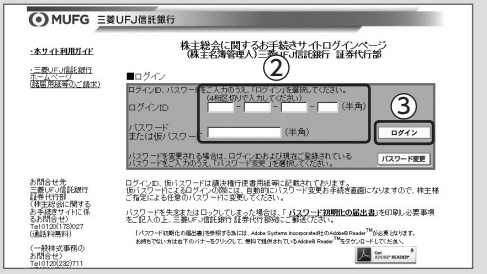
パソコンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス
(https://evote.tr.mufg.jp/)



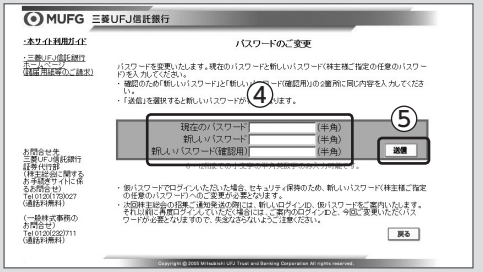
①「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
③「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



④ 仮パスワードを「現在のパスワード入力欄」に入力し、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力
⑤「送信」をクリック
⑥ 確認画面が出たら「確認」をクリック

以降はメニューから「議決権行使」を選択し、画面の入力案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120−173−027**

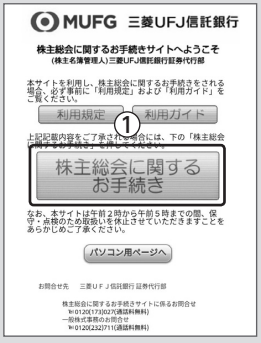
（受付時間 午前９時から午後９時まで、通話料無料）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

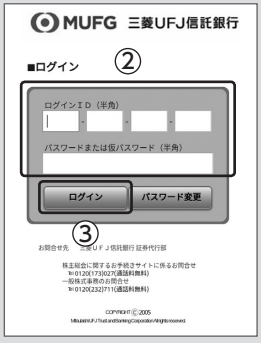
スマートフォンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス
(https://evote.tr.mufg.jp/)



①「株主総会に関するお手続き」をクリック

2 ログインする



②「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
③「ログイン」をクリック

以降はメニューから「議決権行使」を選択し、画面の入力案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

携帯電話の場合

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

次の「QRコード」からも議決権行使サイトにアクセスいただけます。バーコード読取機能付きスマートフォン又は携帯電話で、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスしてください。

アクセス用QRコード

(注)「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「QRコード」は㈱デンソーウェーブの商標又は登録商標です。

[ご注意事項]

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォン又は携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォン又は携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（８名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化のため、取締役１名を増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	栗和田 榮 一（くりわだ えいいち）　再任	代表取締役会長
2	町 田 公 志（まちだ ただし）　再任	代表取締役社長
3	荒 木 秀 夫（あらき ひでお）　再任	取締役 デリバリー・ロジスティクス事業担当
4	中 島 俊 一（なかじま しゅんいち）　再任	取締役　財務・経理担当
5	佐 野 友 紀（さの ともき）　再任	取締役　海外事業担当
6	笹 森 公 彰（ささもり きみあき）　再任	取締役　管理・統制担当
7	嵯 峨 行 介（さが こうすけ）　新任	顧問
8	髙 木 邦 夫（たかぎ くにお）　再任　社外　独立	社外取締役
9	髙 岡 美 佳（たかおか みか）　新任　社外　独立	顧問

新任　新任取締役候補者　　再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	再任 栗和田 榮一（くりわだ えいいち） （昭和21年10月10日生）	昭和52年 1 月　東京佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）入社 昭和61年11月　大阪佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）代表取締役 平成 3 年 7 月　東京佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）代表取締役 平成 4 年 5 月　佐川急便㈱ 代表取締役社長 平成14年 6 月　同社 代表取締役会長 平成18年 3 月　当社 代表取締役社長 平成18年 6 月　当社 代表取締役会長兼社長 佐川急便㈱ 代表取締役社長 平成21年 6 月　佐川急便㈱ 会長（現任） 平成27年 3 月　当社 代表取締役会長（現任）	16,018,800株
	【取締役候補者とした理由】 栗和田榮一氏は、長年にわたり当社及び当社グループ全体の経営に携わり、当社子会社の佐川急便㈱や当社の代表取締役社長を歴任後、平成18年６月から現在に至るまで当社の代表取締役会長としてグループの経営をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		
2	再任 町田 公志（まちだ ただし） （昭和31年１月６日生）	昭和54年 4 月　㈱日本リクルートセンター（現 ㈱リクルートホールディングス）入社 平成17年 6 月　㈱リクルートコスモス（現 ㈱コスモスイニシア）代表取締役社長 ＣＯＯ 平成22年10月　ＳＧリアルティ㈱ 顧問 平成23年 1 月　同社 取締役 平成23年 3 月　同社 代表取締役社長 平成25年 3 月　同社 取締役（現任） 平成25年 6 月　当社 取締役 管理・統制担当 平成27年 3 月　当社 代表取締役社長（現任）	502,428株
	【取締役候補者とした理由】 町田公志氏は、当社グループ外における豊富な経営経験と幅広い見識を活かし、当社子会社のＳＧリアルティ㈱において代表取締役社長を務めたのち、平成27年３月から現在に至るまで当社の代表取締役社長として、グループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	再任 荒木秀夫（あらきひでお） （昭和31年1月1日生）	昭和57年10月　東京佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）入社 平成12年12月　佐川急便㈱ 執行役員 平成18年 6月　同社 取締役 執行役員 平成21年 4月　佐川グローバルロジスティクス㈱（現 ＳＧＨグローバル・ジャパン㈱）代表取締役社長 平成23年 6月　当社 執行役員 ロジスティクス事業担当 平成24年 1月　佐川急便㈱ 専務取締役 執行役員 営業担当 平成24年 3月　佐川引越センター㈱（現 ＳＧムービング㈱）代表取締役社長 平成25年 2月　佐川急便㈱ 代表取締役社長（現任） 平成26年 6月　当社 取締役 デリバリー・ロジスティクス事業担当（現任） 平成30年 4月　㈱ヒューモニー 取締役（現任）	1,622,040株
	【取締役候補者とした理由】 荒木秀夫氏は、当社子会社である佐川急便㈱、佐川グローバルロジスティクス㈱において代表取締役社長を務め、平成26年６月からは佐川急便㈱代表取締役社長兼当社デリバリー・ロジスティクス事業担当取締役として、当社グループの中核事業をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		
4	再任 中島俊一（なかじましゅんいち） （昭和30年2月7日生）	昭和53年 4月　㈱日本長期信用銀行 入行 平成12年 4月　つばさ証券㈱（現 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券㈱）業務戦略部長 平成15年 4月　同社 執行役員 平成18年 3月　㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 執行役員 平成20年 6月　カブドットコム証券㈱ 常務執行役員 平成23年 2月　当社 財務戦略部 担当部長 平成23年 6月　ＳＧリアルティ㈱ 取締役（現任） 平成25年 2月　当社 執行役員 財務担当 兼 財務部 ゼネラルマネジャー 平成26年 6月　当社 取締役 財務・経理担当 兼 財務部 ゼネラルマネジャー 平成29年 6月　当社 取締役 財務・経理担当（現任）	432,474株
	【取締役候補者とした理由】 中島俊一氏は、金融業界に長く携わり、同業界の複数の企業で執行役員を務めるなど、財務・経理部門での深い見識を有し、平成26年６月から現在に至るまで当社取締役としてグループの財務・経理面をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>候補者の有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>再任
佐野友紀（さのともき）
（昭和38年４月８日生）</td><td>昭和60年 4 月　京都佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）入社
平成17年 3 月　佐川急便㈱ 執行役員
平成24年 1 月　同社 取締役 執行役員
平成26年 1 月　ＳＧモータース㈱ 代表取締役社長
平成28年 3 月　SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. 代表取締役社長（現任）
当社 執行役員 海外事業担当
平成28年 9 月　ＳＧＨグローバル・ジャパン㈱ 代表取締役社長（現任）
平成29年 5 月　EXPOLANKA HOLDINGS PLC 取締役（現任）
平成29年 6 月　当社 取締役 海外事業担当（現任）</td><td>221,532株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
佐野友紀氏は、当社子会社である佐川急便㈱の取締役、ＳＧモータース㈱の代表取締役社長を歴任後、平成28年３月から当社グループの海外事業統括会社であるSG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. の代表取締役社長、平成29年６月からは当社の海外事業担当取締役として海外における事業展開をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>再任
笹森公彰（ささもりきみあき）
（昭和39年11月13日生）</td><td>昭和58年 3 月　北海道佐川急便㈱（現 佐川急便㈱）入社
平成21年 3 月　佐川急便㈱ 執行役員
平成25年 3 月　ＳＧムービング㈱ 代表取締役社長
平成27年 3 月　佐川急便㈱ 取締役 西日本統括
平成28年 9 月　当社 執行役員 企画・事業推進担当 兼 経営企画部ゼネラルマネジャー
平成29年 6 月　当社 取締役 管理・統制担当（現任）
平成30年 1 月　㈱ヌーヴェルゴルフ倶楽部 取締役（現任）</td><td>139,314株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
笹森公彰氏は、当社子会社である佐川急便㈱の取締役、ＳＧムービング㈱の代表取締役社長を務め、平成29年６月からは当社の管理・統制担当取締役を務めるなど、幅広い側面から当社グループの経営をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
7	新任 嵯峨 行介（さが こうすけ） （昭和39年7月2日生）	昭和62年 4月　㈱リクルートコスモス（現 ㈱コスモスイニシア）入社 平成18年 6月　同社 取締役 平成22年11月　㈱エムケーキャピタルマネージメント（現 ㈱イデラキャピタルマネジメント）取締役兼 常務執行役員 平成24年 9月　同社 取締役副社長 平成24年11月　同社 代表取締役社長 平成28年 3月　当社 経営基盤強化担当理事 平成30年 3月　当社 顧問（現任）	-株
	【取締役候補者とした理由】 嵯峨行介氏は、企業経営者としての豊富な経験、見識を有しており、当社においても、上場準備プロジェクトの責任者として上場を牽引いたしました。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると判断し、取締役として選任をお願いするものです。		
8	再任 社外 独立 髙木 邦夫（たかぎ くにお） （昭和19年3月7日生）	昭和41年 4月　㈱ダイエー 入社 平成 2年 6月　同社 常務取締役 平成 6年 7月　㈱リクルート 専務取締役 平成13年 1月　㈱ダイエー 代表取締役社長 平成16年10月　同社 取締役会長 平成18年10月　佐川急便㈱ 社外取締役 平成19年 6月　当社 社外取締役（現任） ㈱ザイマックス 取締役 平成23年 6月　㈱ザイマックス 監査役（現任）	-株
	【社外取締役候補者とした理由】 髙木邦夫氏は、当社グループ外において経営者としての豊富な経験と深い知見を有しております。その豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営の重要事項の決定等において客観的視点から十分な役割を果たしていただくことで、当社の経営体制を更に強化することができると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
9	新任 社外 独立 髙岡美佳（たかおかみか） （昭和43年６月19日生）	平成13年４月　大阪市立大学 経済研究所助教授 平成14年４月　立教大学 経済学部助教授 平成18年４月　同大学 経営学部助教授 平成19年４月　同大学 経営学部准教授 平成21年４月　同大学 経営学部教授（現職） 平成23年５月　㈱ファミリーマート（現 ユニー・ファミリーマートホールディングス㈱）社外監査役（現任） 平成26年５月　㈱ＴＳＩホールディングス 社外取締役（現任） 平成26年６月　㈱モスフードサービス 社外取締役（現任） 平成27年６月　共同印刷㈱ 社外取締役（現任） 平成29年３月　当社 顧問（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 髙岡美佳氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識及び見識を有しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の経営全般に寄与していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．髙木邦夫氏及び髙岡美佳氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．髙木邦夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任され就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、髙岡美佳氏が選任され就任した場合、同氏につきましても独立役員として届け出る予定であります。
４．当社と髙木邦夫氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任され就任した場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、髙岡美佳氏が選任され就任した場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、当該賠償限度額は、両氏とも金1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
５．髙木邦夫氏は、平成18年10月から平成19年６月まで、当社の子会社である佐川急便株式会社において社外取締役でありました。
６．髙木邦夫氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、11年となります。
７．髙岡美佳氏が現在社外監査役を務めておりますユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（平成28年９月１日付で株式会社ファミリーマートから商号変更）は、同氏在任期間中の平成28年８月25日に公正取引委員会から、下請代金遅延防止法に基づく勧告を受けました。同氏は、事前に当該違反行為を認識しておりませんでしたが、平素から取締役会等において、法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該違反行為判明後には、原因究明及び再発防止策等に関して助言、意見表明を行う等、その職責を適切に遂行しております。

【ご参考】当社の「社外役員の独立性判断基準」について

社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役及び社外監査役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を踏まえ、以下の各号の該当性を確認し、いずれにも該当がない場合には、独立性を有すると判断いたします。

1. 当社の主要株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
2. 当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な得意先又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士及び公認会計士等の専門的サービスを提供する者
5. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益による寄付を受けている者又はその業務執行者
6. 当社グループの取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員又は使用人
7. 過去３年間において、上記1.から6.のいずれかに該当していた者
8. 上記1.から7.のいずれかに該当する者が重要な地位にある場合において、その者の配偶者及び2親等内の親族
9. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

以　上

第２号議案　業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

現行の当社取締役の報酬は「基本報酬」で構成され、その限度額は平成18年１月28日開催の当社株主総会において年額15億円以内とする決議をいただいておりますが、本議案は、この報酬とは別枠で、取締役（非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下同じです。）及び執行役員（国内非居住者を除きます。）（以下「取締役等」といいます。）を対象に、新たに会社業績指標の達成度等に応じて当社普通株式及び金銭（以下「当社普通株式等」といいます。）の交付及び支給（以下「交付等」といいます。）を行うための報酬を支給する制度（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）でありますが、第１号議案「取締役９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は７名（社外取締役を除きます。）、取締役等の総数は10名となります。

１．本制度の導入について

(１)提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本制度の導入は取締役等を対象として、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えます。

なお、本制度の導入に当たり、当社は取締役等への報酬水準及び制度内容の適正性等を確保するため、外部のコンサルタントの意見を参考に本制度を設計しております。

(２)本制度の概要

本制度は、当社の取締役等に対して、会社業績指標の達成度等に応じて、取締役等の退任時に、当社普通株式等の交付等を行うための報酬を支給する制度であります。

当社普通株式の交付は、当社が各取締役等に対して、当該各取締役等に交付する当社普通株式の数に応じた、現物出資に供するための金銭報酬債権を付与し、当社による株式発行又は自己株式処分に際して、当該各取締役等から当該金銭報酬債権の全部の現物出資を受けることにより行います。

本制度の対象期間は、当社の中期経営計画の期間に対応した連続する３事業年度（ただし、当社は現在平成29年３月20日で終了する事業年度から平成31年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度を対象とする中期経営計画（以下「当期中期経営計画」といいます。）を推進中であることから、当初の対象期間は、当期中期経営計画の残存期間である平成31年３月31日で終了する事業年度と次期中期経営計画の３事業年度を合わせた４事業年度）といたします。上記の当初の対象期間終了後も、本制度の継続を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内とし、取締役会において決議いたします。

なお、本制度は会社業績指標の達成度等に応じて当社普通株式等の交付等を行うことから、本制度の導入時点では、当社普通株式等の交付等を行うか否か並びに交付株式数及び金銭支給額は確定しておりません。

その他、組織再編時等における本制度の取扱いを含めた本制度の詳細は、取締役会決議により株式交付規程に定める予定であります。

①本制度の対象者	取締役等
②本制度の対象期間	３事業年度（ただし、当初対象期間は４事業年度）
③本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
取締役等に交付等を行う当社普通株式（当社普通株式に代えてこれに相当する金銭を支給する部分も含む。）の数の算定方法及び上限（詳細は次の２.のとおり。）	■ １事業年度当たり62,500株とし、対象期間（３事業年度）ごとに187,500株(ただし､当初対象期間は4事業年度を対象として250,000株) ■ 上記上限株式数のうち､実際に取締役等が金銭報酬債権の現物出資を行い、割り当てが行われる当社普通株式の数の上限については、当初対象期間では上限株式数の70%である175,000株。また、継続された対象期間（3事業年度）ごとに131,250株。 ■ １事業年度当たりに取締役等に交付等が行われる株式数の上限（62,500株）の当社発行済株式数（平成30年３月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は0.02%
④業績連動の内容	毎事業年度の連結営業利益等の会社業績指標の達成度等に応じて決定される業績連動係数により変動
⑤株式交付時期	取締役等の退任時（死亡による退任を含みます。以下同じです。）

２．取締役等に交付等が行われる当社普通株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に交付等が行われる当社普通株式（当社普通株式に代えてこれに相当する金銭を支給する部分も含みます。）の数（以下「個人別交付等株式数」といいます。）の算定方法は次のとおりとし（小数点以下切り捨て）、その総数の上限は、１事業年度当たり62,500株とし、対象期間（３事業年度）ごとに187,500株（ただし、当初対象期間は４事業年度を対象として250,000株）といたします。

【個人別交付等株式数の算定方法】

対象期間中、毎年所定の時期に、次の算式で定める各取締役等の基準ポイント数に、会社業績指標（連結営業利益等、取締役会が定める指標とします。以下同じです。）の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて算出されるポイントが対象取締役等に対して付与されます(次の【算式】ご参照）。取締役等の退任時に、付与されたポイントの累積値に応じた株式数（個人別交付等株式数）の当社普通株式等の交付等が行われます。その際、個人別交付等株式数の70％に相当する株式数の当社普通株式の交付を行い、個人別交付等株式数の残りについては当社普通株式に代えてこれに相当する金額の金銭の支給を行います（詳細は次の３.のとおりです。）。ただし、対象期間中に取締役等が死亡により退任した場合は、個人別交付等株式数の全てについて金銭で支給することとし、当社普通株式の交付は行いません。

なお、１ポイントは当社普通株式１株とし、対象期間中に当社普通株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、１ポイント当たりの交付等が行われる当社普通株式等の数を調整いたします。また、対象期間の途中で退任又は昇任した取締役等については、当該年度の基準ポイント数は、取締役会決議により定める予定の株式交付規程の内容に基づき、按分調整いたします。

その他の本制度の詳細は、取締役会決議により株式交付規程に定める予定であります。

【算式】

[各取締役等の基準ポイント数 ＝ 各取締役等の月額基本報酬 ÷ 基準株価（※１）]

[毎年度の各取締役等に対する付与ポイント数 ＝ 基準ポイント数 × 業績連動係数（※２）]

※１ 基準株価は、本制度に係る株式交付規程制定の取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします（小数点以下切り捨て）。

※２ 業績連動係数は、ポイント付与日の属する事業年度の前事業年度の連結営業利益等の業績指標達成度等を基に算出され、0～200％の範囲で変動します。その詳細は、取締役会決議により株式交付規程に定める予定であります。

３．取締役等に付与する金銭報酬債権及び支給する金銭の算定方法

当社は、上記２.に定める個人別交付等株式数の70％に相当する株式数の当社普通株式の交付を行い、個人別交付等株式数の残りについては当社普通株式に代えてこれに相当する金銭の支給を行います。

本制度に基づき、各取締役等に当社普通株式を交付するために付与する金銭報酬債権の金額は、個人別交付等株式数の70％に１株当たりの払込金額を乗じた金額といたします（小数点以下切り捨て）。

[各対象取締役等に当社普通株式を交付するために付与する金銭報酬債権の金額 =
個人別交付等株式数 × 1株当たりの払込金額 × 70%] …(A)

1株当たりの払込金額は、当社普通株式を引き受ける取締役等に特に有利とならないよう、当社普通株式の交付を決議する取締役会の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等（小数点以下切り捨て）、払込期日における当社株式の公正な価格を払込金額とし、取締役等が株式交付要件を満たした時点から起算して前6か月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の最高値を上限として取締役会で決定いたします。

また、本制度に基づき、各取締役等に支給する金銭の額は、次のとおりといたします。

[各取締役等に支給する金銭支給額 = 個人別交付等株式数 × 1株当たりの払込金額 − (A)]

ただし、対象期間中に取締役等が死亡により退任した場合、その時点で累積ポイントを確定させて個人別交付等株式数を算出し、その時点の当社普通株式の時価を乗じて得られた額の金銭を、当該取締役等の相続人その他の承継者に支給いたします。

なお、本制度の対象となる取締役の上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

その他本制度の詳細は、取締役会決議により株式交付規程に定める予定であります。

4．本制度の支給要件

取締役等は、退任後に、次の要件を満たしていることを条件に、株式交付規程に定める所定の手続を経て、当社普通株式等の交付等を受けることができます。

当社普通株式等の交付等の要件は次のとおりとなります。

①本制度開始日以降の対象期間中に当社の取締役等であること(本制度開始日以降に新たに取締役になった者を含みます。)
②国内居住者であること
③当社の取締役等を退任していること
④付与されるべきポイントの累積値が決定されていること
⑤取締役等の職務に関し､当社と取締役等との間の契約等に反する重大な違反があった者又は当社の意思に反して自己都合により退任した者でないこと
⑥その他本制度の趣旨を達成するために必要と認められる要件として取締役会が定めるものが充足されていること

【ご参考】本制度の仕組みについて

①当社は、本制度の導入に関して、株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定し、取締役等に対して交付を行う当社普通株式及び給付を行う金銭の額の算定方法等を定めます。
③対象期間中、各取締役等に対して、当該取締役等の基準ポイント数に会社業績指標の達成度に応じた業績連動係数を乗じて算出されたポイントを付与し、累積していきます。
④取締役等の退任時に、個人別交付等株式数の当社普通株式等の交付等を行います。その際、取締役等の所得税額を考慮して、個人別交付等株式数の70％に相当する株式数の当社普通株式の交付を行い、個人別交付等株式数の残りについては当社普通株式に代えてこれに相当する金額の金銭の支給を行います。
⑤取締役等に対する当社普通株式の交付は、当社による株式発行又は自己株式処分により行われます。この場合、当社から取締役等に対して金銭報酬債権を付与し、取締役等は、当該株式発行又は自己株式処分に際して、当該金銭報酬債権の全部を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。当該普通株式の1株当たりの払込金額については、当社普通株式を引き受ける取締役等に特に有利とならない範囲で取締役会において決定します。

以　上

以　上

（添付書類）

事業報告（平成29年３月21日から平成30年３月31日まで）

1　企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済が緩やかな成長を続けるもとで、極めて緩和的な金融環境と政府の既往の経済対策による下支えなどを背景に景気の拡大が続きました。

物流業界におきましては、ｅコマース市場の成長に伴う個人宅向け荷物の増加及びお客様のニーズが多様化する中、雇用情勢の改善に伴う労働需給の逼迫、賃金上昇の懸念は継続し、厳しい経営環境で推移いたしました。

当社グループにおきましては、中期経営計画「First Stage 2018」（平成29年３月期から平成31年３月期）の２年目として、グループ横断の営業戦略チーム「ＧＯＡＬ（GO Advanced Logistics）」（以下「ＧＯＡＬ」という）を基軸としたソリューション力の強化及びグローバル物流ネットワークの拡大等に取り組んでまいりました。また、株式会社日立物流との資本業務提携のもと、営業連携による提案力強化及び事業拡大を推進してまいりました。

このような状況のもと、当社グループの中核事業であるデリバリー事業におきましては、適正運賃収受の継続的な取組み、「ＧＯＡＬ」による営業の推進、及び宅配便以外の付加価値を提供するソリューション「ＴＭＳ（Transportation Management System）」（以下「ＴＭＳ」という）の強化を図ってまいりました。ロジスティクス事業におきましては、越境通販貨物やフレイトフォワーディングの物量増加により、好調に推移いたしました。不動産事業におきましては、所有する不動産を信託受益権化し継続的に売却いたしましたが、前連結会計年度から売却規模を縮小いたしました。その他の事業におきましても、当社グループが有する物流ネットワーク及びグループ経営資源の活用により、事業領域の拡充を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益１兆450億32百万円（前期比12.3％増）、営業利益627億９百万円（同26.8％増）、経常利益648億70百万円（同26.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益360億21百万円（同26.6％増）となりました。

なお、当連結会計年度から決算日を変更しているため、対前期増減率は単純比較による比率を記載しており、「決算日の変更」及び「有形固定資産の減価償却方法の変更及び耐用年数の見直し」による影響は次のとおりであります。

・決算日の変更

当社は、平成29年６月９日開催の第11回定時株主総会決議において定款を一部変更し、決算日を３月20日から３月31日に変更いたしました。これに伴い、すべての連結子会社について、決算日又は仮決算日を本変更後の連結決算日に統一しております。

この結果、決算日統一の経過期間となる当連結会計年度は、次の内容を反映しております。

会社	従来連結計算書類作成に当たって使用していた財務諸表	統一後の決算日	当連結会計年度への反映期間
当社及び国内連結子会社	3月20日の決算に基づく財務諸表	3月31日	平成29年3月21日から平成30年3月31日まで
海外連結子会社（従来の決算日が12月31日で現地法令上決算日の変更ができる会社）	12月31日の決算に基づく財務諸表	3月31日	平成29年1月1日から平成30年3月31日まで
海外連結子会社（従来の決算日が12月31日で現地法令上決算日の変更ができない会社）	12月31日の決算に基づく財務諸表	12月31日	平成29年1月1日から平成30年3月31日まで（仮決算）
海外連結子会社（従来の決算日が3月31日の会社）	12月31日の仮決算に基づく財務諸表	3月31日	平成29年1月1日から平成30年3月31日まで

以上の変更に伴う影響額は、営業収益489億円、営業利益30億円、経常利益29億円、親会社株主に帰属する当期純利益19億円、それぞれ増加となりました。

・有形固定資産の減価償却方法の変更及び耐用年数の見直し

当社及び国内連結子会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法については、主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度から定額法に変更いたしました。また、デリバリー事業における車両の耐用年数を実態に即した耐用年数に変更いたしました。これにより、減価償却費が77億60百万円減少しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

セグメントの名称		第11期 平成28年3月21日から平成29年3月20日まで	第12期 平成29年3月21日から平成30年3月31日まで	増減	増減率（%）
デリバリー事業	営業収益	738,186	824,174	85,988	11.6
	営業利益	39,647	51,369	11,721	29.6
ロジスティクス事業	営業収益	110,471	140,416	29,945	27.1
	営業利益	786	1,627	840	106.9
不動産事業	営業収益	17,513	10,671	△6,841	△39.1
	営業利益	5,146	5,597	451	8.8
その他	営業収益	64,134	69,770	5,635	8.8
	営業利益	5,704	5,737	32	0.6
全社（共通）	営業収益	－	－	－	－
	営業利益	△1,811	△1,622	188	－
合計	営業収益	930,305	1,045,032	114,727	12.3
	営業利益	49,474	62,709	13,235	26.8

・デリバリー事業

主要な商品の取扱個数は、次のとおりであります。

商品の名称	第11期 平成28年３月21日から 平成29年３月20日まで	第12期 平成29年３月21日から 平成30年３月31日まで	増減	増減率 （％）
取扱個数　（百万個）	1,276	1,326	49	3.9
飛脚宅配便　（百万個）	1,218	1,262	44	3.6
その他　（百万個）	58	63	5	9.8

（注）１．取扱個数は、当社グループの主要商品の取扱個数であります。
２．飛脚宅配便は、佐川急便株式会社が国土交通省に届け出ている宅配便の個数であります。
３．その他は、佐川急便株式会社の提供する飛脚ラージサイズ宅配便及びその他の会社の取扱個数であります。
４．決算日変更による影響として、平成30年３月21日から平成30年３月31日までの取扱個数は40百万個（飛脚宅配便38百万個、その他２百万個）であります。

デリバリー事業におきましては、ｅコマース市場の伸長により取扱個数が増加したことに加え、適正運賃収受による取組みを継続的に行いました。また、「ＧＯＡＬ」によるソリューション提供の拡大、「ＴＭＳ」の強化及び株式会社日立物流との協業による付加価値の高い輸送サービスの拡大に努めてまいりました。

この結果、決算日変更に伴う影響もあり、当セグメントの営業収益は8,241億74百万円（前期比11.6％増）、営業利益は513億69百万円（同29.6％増）となりました。

・ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、国内では既存顧客の取引量や越境通販貨物が増加したことに加え、大型物流受注案件のコスト改善に取り組みました。

海外では、フレイトフォワーディング等の物量の増加及び新倉庫稼働による事業拡大により、増収となりました。

この結果、決算日変更に伴う影響もあり、当セグメントの営業収益は1,404億16百万円（前期比27.1％増）、営業利益は16億27百万円（同106.9％増）となりました。

・不動産事業

不動産事業におきましては、平成30年２月にグループシナジーの創出を目的に佐川急便株式会社の営業所を併設した大型物流施設「ＳＧリアルティ和光」（埼玉県和光市）が竣工いたしました。一方、所有する不動産を信託受益権化し継続的に売却いたしましたが、前連結会計年度から売却規模を縮小いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は106億71百万円（前期比39.1％減）、営業利益は55億97百万円（同8.8％増）となりました。

・その他

その他の事業におきましては、グループ連携によるソリューション事業の拡大、新車販売増加のほか、自動車整備事業や燃料販売、人材サービス等が好調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は697億70百万円（前期比8.8％増）、営業利益は57億37百万円（同0.6％増）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は380億88百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

会社名	セグメントの名称	設備内容	投資額（百万円）	状況
ＳＧシステム株式会社	デリバリー事業	勘定系システム	3,443	構築
佐川急便株式会社	デリバリー事業	車両運搬具	9,447	取得

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

会社名	セグメントの名称	設備内容
ＳＧリアルティ株式会社	不動産事業	物流施設
ＳＧリアルティ株式会社	不動産事業	ホテル
ＳＧリアルティ株式会社	デリバリー事業、不動産事業	物流施設
佐川急便株式会社	デリバリー事業	マテハン機器

⑶ 資金調達の状況

平成30年１月11日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社普通株式の売出しに関連した第三者割当による自己株式の処分により、総額111億４百万円の資金調達を行いました。

⑷ 対処すべき課題

当社グループでは長期経営ビジョンを「アジアを代表する総合物流企業グループへ」と定め、その達成方法として「ＧＯＡＬ」を基軸としたグループ連携によるソリューション力の強化やグローバル物流ネットワークの確立等を掲げており、次の経営戦略に取り組んでまいります。

１．総合物流ソリューションの進化と生産性向上による持続的成長基盤の整備

・「ＧＯＡＬ」の進化

当社グループ事業は企業からの物流受託（from Ｂ）に強みを持っていると認識しております。「ＧＯＡＬ」では、当社グループの有する各種サービスを複合的に顧客企業に提供し、顧客企業の潜在的な課題に応えサポートすることで、事業拡大を図っております。今後もこの戦略を継続・進化させていく方針であります。

・輸送インフラの強化

輸送品質を高め、安定的な輸送ネットワークを提供できる体制を構築するために、人員の増強、路線便の拡充、委託先との良好な関係の構築など、輸送インフラの強化に継続的に取り組んでおります。

・株式会社日立物流との資本業務提携

平成28年３月30日付で株式会社日立物流と資本業務提携契約を締結いたしました。「デリバリー事業とロジスティクス事業の融合」をテーマとして掲げ、両社の経営資源を活用した新たな物流ソリューションの提供、車両・センターの共同活用による効率化等、様々な事業シナジーの創出に取り組んでおります。

２．海外事業基盤の強化と国内事業の一体展開によるグローバル物流ネットワークの確立

・フォワーディングの強化とグローバル物流ネットワークの拡張

南アジア・東南アジア・アフリカに拠点を有するEXPOLANKAグループ及びその他の当社グループの海外拠点を連携させることにより、今後の成長が期待される新興地域でのグローバル物流ネットワークの強化に取り組んでおります。

・海外各拠点での地域内物流の強化

自社による展開、提携や委託先の確保を通じて海外拠点国内でのラストワンマイル・ネットワーク（荷物の最終届出先までの配送網）を確保し、地域内の倉庫・フォワーディングと連携した総合的な物流ソリューションを提供できる体制の構築に取り組んでおります。

3．物流周辺事業のバリューアップと最適化

・物流周辺事業の拡充

当社グループでは物流事業（デリバリー事業及びロジスティクス事業）以外の各事業は、当該物流事業を支えるインフラとしての機能であると認識し、物流周辺事業と位置付けております。物流周辺事業における提供価値の最大化を図ることで、物流事業での提供サービスの品質向上を図るとともに、外部の顧客企業へのサービス展開をしております。また、当該物流周辺事業を活用した業務の効率化により、当社グループとしての収益性の向上を図ります。

4．人材マネジメントシステムの構築と人材活用の多様化

・優秀な労働力の確保

適切な採用・教育・人材マネジメント制度を通じて、当社グループのグローバル企業への進化を支える優れた人材と労働力の継続的な確保を図ります。

・多様な人材の活用

多様な人材が活躍できるように様々な働き方が可能な環境の提供、制度の拡充、それらを積極的に活用する企業風土の醸成を行い、働き方改革を推進することで、全従業員のワークライフマネジメントの実現を図ります。また、女性活躍推進、両立支援といった柔軟な働き方の実現に向けテレワークを導入するなど、女性従業員の活躍を推進する様々な取組みを実施してまいります。

・長時間労働の是正と人員体制の強化

足許では政府主導のもと、働き方改革について検討が進められており、平成31年４月から長時間労働の是正に向けた改正法案の施行が見込まれております。当社グループの属する運輸業においては、人手不足を理由として規制適用を５年間猶予し、年間の上限残業時間を960時間（月平均80時間）とする旨公表されております。また、国内の人口減少等もあり運転職不足が深刻な懸念となりつつあります。

当社グループといたしましては、国内運送会社の最大手の一角であることを踏まえ、長時間労働抑制に向けた時間管理の徹底に取り組んでおります。また、運転職不足への対応として運転職の採用強化、グループ内の従業員に対する大型免許の取得促進等による運転職の確保、時短労働者の活用に加えて、作業分担の明確化による運転職負担の減少や荷物仕分の自動化等による作業の省力化・効率化といったあらゆる手段を講じ対処してまいります。

5．積極的な最新技術の利活用によるサービスの差別化と業務の合理化

・最新技術利用の促進

当社グループでは、今後の人口減少による将来的な労働力不足への対応として、積極的に最新技術利用を促進する方針です。具体的には自動化技術・ビッグデータ・ＡＩ（人工知能）・スマートデバイス等先端技術を積極的に取り入れた先行投資を行い、実用化を検討しております。

6．コンプライアンス体制強化の徹底

当社グループでは、「ＳＧホールディングスグループ倫理・行動規範」に則ったコンプライアンスを含む経営管理体制について、適宜必要な委員会・プロジェクトの発足及び推進を通じて着実に強化を図ってまいりました。具体的には、当社及びグループ各社にてコンプライアンス統括責任者を任命し、法令等の遵守、懸念事象発生時の報告及び対応を行うとともに、グループリスクマネジメント会議においても定期的に重要事項の報告を行う等、グループ横断的に対応しております。今後も本体制の強化を図ってまいる所存であります。

⑸ 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第９期 平成26年３月21日から 平成27年３月20日まで	第10期 平成27年３月21日から 平成28年３月20日まで	第11期 平成28年３月21日から 平成29年３月20日まで	第12期(当期) 平成29年３月21日から 平成30年３月31日まで
営業収益（百万円）	857,449	943,303	930,305	1,045,032
経常利益（百万円）	43,901	52,572	51,208	64,870
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	24,815	33,975	28,452	36,021
１株当たり当期純利益（円）	232.42	320.41	274.98	115.48
総資産（百万円）	585,230	583,761	650,843	710,619
純資産（百万円）	207,547	237,192	309,771	358,209
１株当たり純資産額（円）	1,924.69	2,205.96	2,758.57	1,037.58

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、平成29年９月21日付で株式１株につき３株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は次のとおりであります。

区　分	第９期 平成26年３月21日から 平成27年３月20日まで	第10期 平成27年３月21日から 平成28年３月20日まで	第11期 平成28年３月21日から 平成29年３月20日まで
１株当たり当期純利益（円）	77.47	106.80	91.66
１株当たり純資産額（円）	641.56	735.32	919.52

３．第９期は、EXPOLANKA HOLDINGS PLCを連結子会社化したこともあり親会社株主に帰属する当期純利益は248億15百万円となりました。

４．第10期は、販売用不動産を信託受益権化し売却したこともあり親会社株主に帰属する当期純利益は339億75百万円となりました。

５．第11期は、佐川急便株式会社の株式を株式会社日立物流に譲渡したこともあり親会社株主に帰属する当期純利益は284億52百万円となりました。

６．第12期（当期）につきましては、決算日変更により平成29年３月21日から平成30年３月31日までの12か月と11日間となっております。第12期の状況については、「１　企業集団の現況に関する事項 ⑴　事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
佐川急便株式会社	11,275百万円	80.0%	貨物自動車運送業
株式会社ヒューモニー	100百万円	※ 100.0%	特定信書便業
ＳＧムービング株式会社	100百万円	100.0%	引越・設置輸送業
株式会社ワールドサプライ	95百万円	100.0%	納品代行業
佐川グローバルロジスティクス株式会社	1,500百万円	100.0%	荷造梱包業・倉庫業
佐川ロジスティクスパートナーズ株式会社	50百万円	※ 100.0%	荷造梱包業
ＳＧＨグローバル・ジャパン株式会社	203百万円	100.0%	国際物流業
ＳＧリアルティ株式会社	20,000百万円	100.0%	不動産賃貸・管理業
佐川アドバンス株式会社	27百万円	100.0%	商品販売業・保険代理業
ＳＧモータース株式会社	10百万円	100.0%	自動車整備・販売業
ＳＧシステム株式会社	350百万円	100.0%	システム販売・保守業
佐川フィナンシャル株式会社	50百万円	100.0%	決済サービス業
ＳＧフィルダー株式会社	100百万円	100.0%	人材サービス業
ＳＧエキスパート株式会社	50百万円	100.0%	シェアードサービス業
SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.	205百万USD	100.0%	海外事業統括
EXPOLANKA HOLDINGS PLC	4,097百万LKR	※ 67.5%	総合物流業
Expo Freight Private Limited	8百万INR	※ 90.0%	総合物流業
Expolanka USA LLC	10,000USD	※ 100.0%	総合物流業
EFL Container Lines LLC	10,000USD	※ 100.0%	総合物流業
SG SAGAWA USA, INC.	1百万USD	※ 100.0%	総合物流業
Expolanka Freight（Vietnam）Ltd	1,027百万VND	※ 51.0%	総合物流業
SAGAWA EXPRESS VIETNAM CO., LTD.	29,184百万VND	※ 100.0%	総合物流業
SG SAGAWA VIETNAM CO., LTD.	282,653百万VND	※ 100.0%	総合物流業
Expo Freight Limited	200百万BDT	※ 45.0%	総合物流業
Expolanka（Private）Limited	250百万LKR	※ 100.0%	総合物流業

会　社　名	資　本　金	当　社　の 議決権比率	主要な事業内容
Expolanka Freight（Private）Limited	100百万LKR	※ 100.0%	総合物流業
佐川急便（香港）有限公司	10百万HKD	※ 100.0%	総合物流業
保利佐川物流有限公司	110百万CNY	※　90.0%	総合物流業
Expofreight（Hong Kong）Limited	1百万HKD	※ 100.0%	総合物流業
Expolanka Freight Dubai LLC	300,000AED	※ 100.0%	総合物流業
PT Expo Freight Indonesia	624,899USD	※　90.0%	総合物流業
SG SAGAWA AMEROID PTE. LTD.	1百万SGD	※ 100.0%	総合物流業

（注）１．※印は間接保有の株式が含まれております。
２．EXPOLANKA HOLDINGS PLCは、平成29年１月４日付でExpolanka USA LLCの株式の30.0%を追加取得いたしました。この結果、Expolanka USA LLCの議決権比率は100.0%となりました。
３．平成29年３月21日付で株式会社ワールドサプライの株式の1.0%を追加取得いたしました。この結果、株式会社ワールドサプライの議決権はすべて直接所有となりました。
４．Expo Freight Limitedは、平成29年３月15日付で増資を実施いたしました。この結果、Expo Freight Limitedの資本金は171百万BDTから200百万BDTとなりました。
５．Expolanka（Private）Limitedは、平成29年３月29日付で増資を実施いたしました。この結果、Expolanka（Private）Limitedの資本金は25百万LKRから250百万LKRとなりました。
６．株式会社ヒューモニーは、平成29年４月３日付で株式会社ＶＳＴから商号変更しております。
７．SAGAWA EXPRESS SINGAPORE PTE. LTD.は、存続会社のSG SAGAWA AMEROID PTE. LTD.と事業統合したため、連結の範囲から除外しております。
８．EXPOLANKA HOLDINGS PLCが、子会社９社を売却したため連結の範囲から除外し、EXPO GLOBAL DISTRIBUTION CENTRE（PVT）LTDの持分を追加取得したことにより、持分法適用の関連会社から連結の範囲に含めております。

②　企業集団の状況

連結子会社は、上記の重要な子会社等32社を含め101社であり、持分法適用の関連会社は８社となっております。

③　重要な企業結合等の状況

当社の連結子会社である株式会社ヒューモニー（旧株式会社ＶＳＴ）は、株式会社ヒューモニーと吸収分割契約を締結し、平成29年４月３日付で、同社から事業を承継するとともに、株式会社ヒューモニーに商号を変更いたしました。

⑺ **主要な事業内容**（平成30年３月31日現在）

当社は純粋持株会社であり、ＳＧホールディングスグループの各事業を営む会社を支配管理しております。子会社及び関連会社においては、デリバリー事業、ロジスティクス事業、不動産事業、その他これらに附帯する事業を展開しております。主要な商品及びサービスは次のとおりであります。

セグメントの名称	主要商品及びサービス
デリバリー事業	飛脚宅配便、飛脚ラージサイズ宅配便、メール便、特定信書便、引越、ルート配送、チャーター輸送、設置輸送、美術品輸送、納品代行、食品配送
ロジスティクス事業	流通加工、物流システム構築、在庫保管・入出庫管理、物流センター運営、ルート配送、チャーター輸送、国際宅配便、国際航空・海上輸送
不動産事業	不動産賃貸・管理、不動産開発、資産管理・運用、再生可能エネルギー供給
その他	商品販売、保険代理、燃料販売、自動車整備・販売、システム販売・保守、e-コレクト、人材派遣・請負

⑻ 主要な営業所（事業所）等（平成30年３月31日現在）

会　社　名	所　在　地
当社	本社　：京都府京都市南区
佐川急便株式会社	本社　：京都府京都市南区 東京本社　：東京都江東区 九州支店　：福岡県福岡市東区 南九州支店　：熊本県熊本市東区 中国支店　：広島県広島市南区 四国支店　：香川県高松市 関西支店　：大阪府大阪市此花区 京都支店　：京都府京都市南区 中京支店　：愛知県小牧市 東海支店　：静岡県浜松市中区 北陸支店　：石川県金沢市 信越支店　：長野県須坂市 関東支店　：東京都江東区 神奈川支店　：神奈川県横浜市金沢区 西関東支店　：東京都昭島市 北関東支店　：埼玉県白岡市 東関東支店　：千葉県船橋市 南東北支店　：宮城県仙台市宮城野区 北東北支店　：岩手県盛岡市 北海道支店　：北海道札幌市白石区
株式会社ヒューモニー	本社　：東京都江東区
ＳＧムービング株式会社	本社　：東京都江東区
株式会社ワールドサプライ	本社　：東京都江東区
佐川グローバルロジスティクス株式会社	本社　：東京都品川区
佐川ロジスティクスパートナーズ株式会社	本社　：東京都品川区
ＳＧＨグローバル・ジャパン株式会社	本社　：東京都品川区

会　社　名	所　在　地
ＳＧリアルティ株式会社	本社　：京都府京都市南区
佐川アドバンス株式会社	本社　：東京都江東区
ＳＧモータース株式会社	本社　：東京都江東区
ＳＧシステム株式会社	本社　：京都府京都市南区
佐川フィナンシャル株式会社	本社　：東京都江東区
ＳＧフィルダー株式会社	本社　：東京都江東区
ＳＧエキスパート株式会社	本社　：東京都江東区
SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.	本社　：シンガポール共和国
EXPOLANKA HOLDINGS PLC	本社　：スリランカ民主社会主義共和国
Expo Freight Private Limited	本社　：インド共和国
Expolanka USA LLC	本社　：アメリカ合衆国
EFL Container Lines LLC	本社　：アメリカ合衆国
SG SAGAWA USA, INC.	本社　：アメリカ合衆国
Expolanka Freight（Vietnam）Ltd	本社　：ベトナム社会主義共和国
SAGAWA EXPRESS VIETNAM CO., LTD.	本社　：ベトナム社会主義共和国
SG SAGAWA VIETNAM CO., LTD.	本社　：ベトナム社会主義共和国
Expo Freight Limited	本社　：バングラデシュ人民共和国
Expolanka（Private）Limited	本社　：スリランカ民主社会主義共和国
Expolanka Freight（Private）Limited	本社　：スリランカ民主社会主義共和国
佐川急便（香港）有限公司	本社　：中華人民共和国
保利佐川物流有限公司	本社　：中華人民共和国
Expofreight（Hong Kong）Limited	本社　：中華人民共和国
Expolanka Freight Dubai LLC	本社　：アラブ首長国連邦
PT Expo Freight Indonesia	本社　：インドネシア共和国
SG SAGAWA AMEROID PTE. LTD.	本社　：シンガポール共和国

⑼ 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数（名）	前期末比増減（名）
デリバリー事業	37,048（ 15,083）	1,807（ 1,322）
ロジスティクス事業	6,447（ 5,060）	△67（ 530）
不動産事業	58（ 3）	3（ 1）
その他	3,008（ 18,434）	94（ 1,134）
全社（共通）	497（ 263）	27（ 3）
合計	47,058（ 38,843）	1,864（ 2,990）

（注）１．使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートナー社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）には、当社、シェアードサービス業を営むＳＧエキスパート株式会社及び海外事業統括会社のSG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.に所属する使用人数等を記載しております。
３．当連結会計年度から決算日を変更しているため、対前期末比増減は単純比較による増減数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
211（ 7）	20（ △5）	38.2	9.7

（注）１．使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートナー社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．当連結会計年度から決算日を変更しているため、対前期末比増減は単純比較による増減数を記載しております。
３．平均勤続年数の算定に当たっては、連結子会社からの転籍者については当該会社の勤続年数を通算しております。
４．当社の使用人は全て全社（共通）に属しております。

⑽ 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	39,122百万円
株式会社三井住友銀行	23,121百万円
株式会社みずほ銀行	10,575百万円
株式会社日本政策投資銀行	10,314百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,832百万円

（注）１．借入額は私募劣後債を除いて記載しております。
２．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成29年12月13日をもって、当社株式は東京証券取引所市場第一部に新規上場いたしました。

2　会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　900,000千株

（注）１．平成29年６月９日開催の第11回定時株主総会決議において定款を一部変更し、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の定めを廃止しております。
２．平成29年９月21日付にて実施した株式分割（１株を３株に分割）に伴い、発行可能株式総数は600,000千株増加しております。
３．株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

⑵　発行済株式の総数　　320,197千株（自己株式2,594千株を含む）

（注）１．平成29年９月21日付にて実施した株式分割（１株を３株に分割）に伴い、発行済株式の総数は213,464千株増加しております。
２．株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

⑶　株主数　　43,089名

⑷　大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
新生興産株式会社	37,872千株	11.92%
公益財団法人佐川美術館	24,200千株	7.61%
ＳＧホールディングスグループ従業員持株会	16,794千株	5.28%
栗和田　榮一	16,018千株	5.04%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	14,959千株	4.71%
株式会社三井住友銀行	12,600千株	3.96%
住友生命保険相互会社	12,600千株	3.96%
三井住友海上火災保険株式会社	12,600千株	3.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,002千株	3.77%
佐川印刷株式会社	11,308千株	3.56%

（注）１．株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、自己株式（2,594千株）を控除して計算し、小数点以下第３位を切り捨てて表示しております。
３．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

⑸　その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年10月11日開催の臨時株主総会決議により、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、平成29年11月６日及び平成29年11月24日開催の取締役会決議に基づき、平成30年１月11日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社普通株式の売出しに関連した第三者割当により、7,192千株の自己株式を処分いたしました。

3　会社役員に関する事項

(1)　取締役及び監査役の状況

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	栗和田　榮一	
代表取締役社長	町　田　公　志	
取　締　役	荒　木　秀　夫	デリバリー・ロジスティクス事業担当 佐川急便株式会社　代表取締役社長
取　締　役	中　島　俊　一	財務・経理担当
取　締　役	佐　野　友　紀	海外事業担当 SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.　代表取締役社長 ＳＧＨグローバル・ジャパン株式会社　代表取締役社長 EXPOLANKA HOLDINGS PLC　取締役
取　締　役	笹　森　公　彰	管理・統制担当
取　締　役	三　谷　　徹	
取　締　役	髙　木　邦　夫	株式会社ザイマックス　監査役
常勤監査役	中　西　隆　司	
常勤監査役	富　永　正　行	
監　査　役	岡村　憲一郎	かえで会計アドバイザリー株式会社　代表取締役 株式会社東京国際会計　代表取締役 かえで税理士法人　代表社員 ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ株式会社　社外監査役 兼松サステック株式会社　社外取締役（監査等委員）
監　査　役	大　島　義　孝	東京ベイ法律事務所　代表弁護士

（注）1．取締役 髙木邦夫氏は社外取締役であります。
2．監査役 富永正行氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏は社外監査役であります。
3．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
①在任中において取締役でありました近藤宣晃氏は、平成29年６月９日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
②取締役 佐野友紀氏及び笹森公彰氏は、平成29年６月９日開催の第11回定時株主総会において同日付で選任されそれぞれ就任いたしました。
③在任中において監査役でありました中田直茂氏は、平成29年10月11日開催の臨時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。なお、同氏は在任中、弁護士法人北星法律事務所 弁護士を兼職しておりました。
④監査役 大島義孝氏は、平成29年10月11日開催の臨時株主総会において同日付で選任され就任いたしました。

4．取締役 中島俊一氏は、平成29年６月９日付で担当が財務・経理担当 兼 管理・統制担当から財務・経理担当となりました。
5．監査役 富永正行氏及び岡村憲一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6．当社は、取締役 髙木邦夫氏並びに監査役 富永正行氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7．当社は執行役員制度を導入しており、井岡康治氏、関根眞二氏、松本秀一氏の３名を選任しております。

⑵ 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役 三谷徹氏及び髙木邦夫氏並びに監査役全員（既に退任した中田直茂氏を含む）との間で、会社法第427条第１項の規定に基づいて、会社法第423条第１項の責任につき1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取　締　役	９名	528百万円
監　査　役	５名	55百万円
合　　計	14名	584百万円

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成18年１月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額1,500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。
2．監査役の報酬限度額は、平成18年１月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。
3．上記には、平成29年６月９日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び平成29年10月11日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役 髙木邦夫氏は、株式会社ザイマックスの監査役であります。株式会社ザイマックスは、当社発行済株式の総数（自己株式を除く）の0.89％及び当社の子会社であるＳＧアセットマックス株式会社の発行済株式の総数（自己株式を除く）の40.00％を有する株主であります。また、当社は株式会社ザイマックスの発行済株式の総数（自己株式を除く）の6.28％を保有しております。

・監査役 岡村憲一郎氏は、かえで会計アドバイザリー株式会社 代表取締役、株式会社東京国際会計 代表取締役、かえで税理士法人 代表社員、ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ株式会社 社外監査役及び兼松サステック株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・監査役 大島義孝氏は、東京ベイ法律事務所の代表弁護士であります。当社と東京ベイ法律事務所との間には特別な関係はありません。

・在任中において監査役でありました中田直茂氏は、弁護士法人北星法律事務所の弁護士であります。当社と弁護士法人北星法律事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主　な　活　動　内　容
社外取締役	髙 木 邦 夫	当事業年度開催の取締役会22回のうち22回（100%）に出席し、必要に応じ、主に経営・事業戦略についての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	富 永 正 行	当事業年度開催の取締役会22回のうち22回（100%）、監査役会14回のうち14回（100%）に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	岡村 憲一郎	当事業年度開催の取締役会22回のうち22回（100%）、監査役会14回のうち14回（100%）に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	大 島 義 孝	平成29年10月11日の就任以降、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回（100%）、監査役会７回のうち７回（100%）に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	中 田 直 茂	平成29年10月11日の退任時まで、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回（100%）、監査役会７回のうち７回（100%）に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）取締役会の開催には臨時取締役会10回を含んでおります。また、監査役会の開催には臨時監査役会２回を含んでおります。

③ 報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の額
社外取締役	１名	24百万円
社外監査役	４名	39百万円
合　計	５名	63百万円

（注）上記には、平成29年10月11日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。

4　会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2)　報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	354百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等の妥当性や適切性を確認し、監査時間及び監査報酬を精査した結果、いずれも妥当であると全員一致で判断したため、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。
3．当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3)　非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である株式上場準備関連業務等を委託し、対価137百万円を支払っております。

(4)　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、当社監査役会が定める会計監査人評価基準に基づき、会計監査人としての適性を判断し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

5　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、平成29年４月20日及び平成29年９月22日に、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として決議した内部統制基本方針（平成23年１月21日決議、以下「本基本方針」という）の一部を改定いたしました。

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業風土を構築するため、当社及びＳＧホールディングスグループ（以下「ＳＧＨグループ」という。）の「行動憲章」及び「倫理・行動規範」を定める。代表取締役が「行動憲章」「倫理・行動規範」の精神を繰り返し伝えることにより、これらを取締役及び使用人に浸透させるとともに、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。

②　当社は、関連法規に従った規程及び手順書等を策定するとともに、経営環境の変化等に対応するため、本基本方針をはじめ規程及び手順書等を継続的に見直し、実効性の確保に努める。

③　当社は、取締役の業務執行に関する監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。

④　当社は、ＳＧＨグループにおける不正・不祥事の発生等を防止、もしくは早期発見することを目的に「内部通報規程」を定め、ＳＧＨグループの内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。実効性のある制度とするため、社内だけでなく社外の窓口も設置し、利用を促進する。通報に対しては、「内部通報規程」に従い速やかに適切な措置をとる。

⑤　当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力の排除を目的として「反社会的勢力排除規程」を定め、不当要求への応諾、裏取引、資金提供は一切行わない等反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携の上、組織的かつ法的に対応し、取締役及び使用人の安全確保を最優先する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　当社は、情報資産の適切な維持・管理を図るため、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティ管理体制を構築する。

②　当社は、取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等を、法令及び関連規程に従い適切に保存、管理する。

③　上記②の情報は、適時閲覧可能な状態を維持する。

④　当社は、個人情報を法令及び「個人情報保護規程」に基づき適切に管理する。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社は、リスク管理を適正かつ効率的に行うため、「リスクマネジメント規程」を定め、ＳＧＨグループにおけるリスクマネジメント体制を構築するとともに、企業経営、事業活動若しくは企業イメージに損失をもたらす、又は社会一般に重大な影響を及ぼす事象に対し、適切に対応する。

②　当社は、「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」を定期的に開催し、リスクの顕在化防止及び最小化並びにリスク顕在化による損失の低減を図り、リスクマネジメント体制の強化を推進する。

③　当社は、緊急事態に対しても、事業中断を最小限にとどめ社会における役割を果たすために、事業継続計画（ＢＣＰ）を定め、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）体制を構築・運用する。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役は、取締役会において定められた組織機構、職務権限に基づき、職務を執行し、取締役会は、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう執行状況を監督する。

②　当社は、取締役の間で経営課題を検討し、取締役及び監査役による重要な経営情報を共有するための会議を適時開催し、取締役会における効率的な経営の意思決定を行う。

③　当社は、経営効率の向上を図るため、「経営計画管理規程」及び「グループ経営計画管理規程」を定め、取締役会において中期経営計画及び単年度予算を決定し、取締役は、それらに基づき効率的な職務の執行を行う。

⑸　ＳＧＨグループにおける業務の適正を確保するための体制

①　当社は、ＳＧＨグループの「行動憲章」及び「倫理・行動規範」を定め、共通の行動指針を遵守することを徹底する。

②　当社は、「事業会社管理運営規程」及び「海外法人管理運営規程」を定め、各事業会社の自主独立を尊重しつつ、経営管理に関する支援を行う。

③　当社は、「ＳＧＨグループ経営戦略会議」及び「ＳＧＨグループ管理部門責任者会議」を定期的に開催し、ＳＧＨグループの経営方針、重要な決定事項・報告事項などを伝達することで、各事業会社の経営全般に対する指導及び管理の実効性を高める。

④　当社は、事業会社の経営活動上の重要な意思決定事項について、ＳＧＨグループ統一基準として「職務権限規程」を定め、必要な事前協議、当社取締役会への報告を行い又は当社取締役会の承認を得るよう管理する。

⑤　当社は、財務報告の信頼性を確保するため、ＳＧＨグループの標準版としての「経理規程」、並びに関連手順書及びマニュアル等を定める。また、適宜外部専門家の意見を聴取し、モニタリングや監査の体制を構築する。
⑥　内部監査部は、事業会社の内部監査部門等と連携し、定期的に内部監査を実施し、当社の取締役会において監査結果を報告する。また、改善を必要とする事項についてはその改善を指示し、その後の進捗管理を実施する。

⑹　監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役等からの独立性等に関する事項

当社は、監査役の職務遂行を補助する部署として監査役室を設け、専任の使用人を配置する。当該使用人の定数及び資格要件等については、監査役会と協議の上、決定する。また、取締役等からの独立性を確保するため、当該使用人に関する人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役会の同意を要する。

⑺　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　ＳＧＨグループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
　イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
　ロ．内部監査の結果
　ハ．内部通報制度による通報の状況
　ニ．その他監査役から報告を求められた業務執行に関する事項
②　当社は、取締役や使用人が、内部通報制度に基づく通報や監査役に対する報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、適切に対応する。

⑻　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は、法令等に定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査部をはじめとする社内の組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実施する。
②　監査役は、その職務の遂行に当たり必要と認めるときは弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を任用する。
③　監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
④　監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行う。
⑤　当社は、監査役が職務の執行について生じる費用の支払を求めたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを負担する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その運用状況の概要は次のとおりです。

⑴ 法令及び定款への適合を確保するための体制

① 高い倫理観を持った企業風土の醸成を図るため、各部門に対して定期的なコンプライアンス教育を実施し、ハラスメント、内部通報制度、情報セキュリティ、インサイダー取引防止などについての周知を行いました。

② ＳＧＨグループの内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」を海外事業会社に対しても開放し、さらに社内窓口に加えて社外の窓口を設置いたしました。通報に対しては、内容が事実に基づいているかの確認及びその対策を実施の上、「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」に定期的に報告いたしました。

③ 支払先のみならず主要な請求先についても、外部調査機関等を用いた情報収集を行いＳＧＨグループを挙げて反社会的勢力の排除について調査をいたしました。また、取引先との間の基本契約書には、反社会的勢力であることが判明した場合に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込みました。

⑵ 損失の危険の管理に関する体制

① 企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施するため、諸規程に基づいたリスクマネジメント体制を構築するとともに、「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」を毎月開催し、リスクの識別、分析、評価を定期的に行い、ＳＧＨグループ全体のリスクを統括的に管理いたしました。

② 甚大な自然災害等に備え、事業継続基本計画書及び事業継続行動計画書を策定し、ＳＧＨグループを挙げて大規模災害対応訓練を実施いたしました。

⑶ 職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、取締役会を月１回以上開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

⑷ ＳＧＨグループにおける業務の適正を確保するための体制

① 「ＳＧＨグループ経営戦略会議」及び「ＳＧＨグループ管理部門責任者会議」を原則として毎月開催し、ＳＧＨグループの経営管理に必要な事項を各事業会社に対して周知いたしました。

② 内部統制システムの運用状況について、重要な不備がないか継続的に監査を実施し、判明した問題点につきましては、必要な改善策を講じるとともに、取締役会にその内容を報告いたしました。

⑸ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査部と随時意見交換の場を持ったほか、常勤監査役は「ＳＧＨグループリスクマネジメント会議」等の重要な会議に出席し、内部統制に関する状況の把握に努めました。

6 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきまして、経営の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30％を目標として配当していくことを基本方針としております。

当社は、毎年３月31日又は９月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主等に対して剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等、会社法第459条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成30年５月25日開催の取締役会にて１株当たり33.0円とする決議をいたしました。

なお、当社の配当金はこれまで年１回、期末配当として剰余金の配当を行ってまいりましたが、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、平成30年９月30日を基準日とした中間配当を行う予定です。

翌事業年度の配当につきましては、１株につき中間配当17.0円、期末配当18.0円、年間で35.0円とすることを予定しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**310,150**	**流動負債**	**195,119**
現金及び預金	108,567	支払手形及び営業未払金	71,648
受取手形及び営業未収金	142,889	短期借入金	1,395
販売用不動産	33,119	１年内返済予定の長期借入金	19,492
商品及び製品	607	リース債務	5,072
仕掛品	265	未払法人税等	16,883
原材料及び貯蔵品	1,402	預り金	36,067
繰延税金資産	7,435	賞与引当金	12,050
その他	16,658	役員賞与引当金	37
貸倒引当金	△794	その他	32,471
固定資産	**400,434**	**固定負債**	**157,290**
有形固定資産	**231,003**	社債	9,000
建物及び構築物	56,297	長期借入金	88,944
機械及び装置	10,012	リース債務	12,563
車両運搬具	14,377	役員退職慰労引当金	29
土地	123,837	退職給付に係る負債	36,087
リース資産	16,229	資産除去債務	5,050
建設仮勘定	3,666	その他	5,614
その他	6,584	**負債合計**	**352,409**
無形固定資産	**25,977**	**純資産の部**	
のれん	3,777	**株主資本**	**326,523**
ソフトウエア	16,390	資本金	11,882
リース資産	7	資本剰余金	41,006
その他	5,801	利益剰余金	274,806
投資その他の資産	**143,453**	自己株式	△1,172
投資有価証券	104,841	**その他の包括利益累計額**	**3,014**
繰延税金資産	11,335	その他有価証券評価差額金	2,310
その他	29,104	繰延ヘッジ損益	△39
貸倒引当金	△1,828	為替換算調整勘定	△282
繰延資産	**34**	退職給付に係る調整累計額	1,026
社債発行費	34	**非支配株主持分**	**28,671**
		純資産合計	**358,209**
資産合計	**710,619**	**負債及び純資産合計**	**710,619**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年３月21日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**1,045,032**
営業原価		**937,002**
営業総利益		**108,029**
販売費及び一般管理費		**45,320**
営業利益		**62,709**
営業外収益		
受取利息及び配当金	267	
持分法による投資利益	3,643	
その他	2,022	**5,934**
営業外費用		
支払利息	2,735	
為替差損	512	
その他	526	**3,773**
経常利益		**64,870**
特別利益		
固定資産売却益	204	
段階取得に係る差益	90	
その他	173	**467**
特別損失		
固定資産除売却損	233	
減損損失	1,731	
投資有価証券評価損	49	
その他	271	**2,285**
税金等調整前当期純利益		**63,052**
法人税、住民税及び事業税	22,657	
法人税等調整額	△2,374	**20,282**
当期純利益		**42,769**
非支配株主に帰属する当期純利益		**6,747**
親会社株主に帰属する当期純利益		**36,021**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年３月21日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年３月21日残高	11,882	33,822	242,509	△4,421	283,793
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,724		△3,724
親会社株主に帰属する当期純利益			36,021		36,021
自己株式の処分		7,855		3,249	11,104
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△670			△670
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	7,184	32,296	3,249	42,730
平成30年３月31日残高	11,882	41,006	274,806	△1,172	326,523

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成29年３月21日残高	1,639	△155	35	116	1,635	24,342	309,771
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,724
親会社株主に帰属する当期純利益							36,021
自己株式の処分							11,104
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△670
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	671	115	△318	910	1,378	4,328	5,707
連結会計年度中の変動額合計	671	115	△318	910	1,378	4,328	48,437
平成30年３月31日残高	2,310	△39	△282	1,026	3,014	28,671	358,209

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**82,562**	**流動負債**	**105,981**
現金及び預金	65,502	短期借入金	84,301
営業未収金	816	１年内返済予定の長期借入金	19,484
前払費用	87	リース債務	2
短期貸付金	3,343	未払金	469
１年内回収予定の長期貸付金	9,475	未払費用	383
その他	3,336	未払法人税等	799
固定資産	**414,998**	繰延税金負債	111
有形固定資産	**2,530**	賞与引当金	50
建物	78	その他	377
車両運搬具	2	**固定負債**	**98,801**
工具、器具及び備品	2,446	社債	9,000
リース資産	2	長期借入金	88,912
無形固定資産	**36**	リース債務	0
商標権	2	繰延税金負債	573
ソフトウエア	34	退職給付引当金	242
投資その他の資産	**412,431**	その他	72
投資有価証券	5,202	**負債合計**	**204,783**
関係会社株式	263,649	**純資産の部**	
長期貸付金	143,098	**株主資本**	**291,329**
長期前払費用	19	資本金	11,882
その他	461	資本剰余金	116,944
繰延資産	**34**	資本準備金	109,089
社債発行費	34	その他資本剰余金	7,855
		利益剰余金	163,674
		その他利益剰余金	163,674
		別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	133,674
		自己株式	△1,172
		評価・換算差額等	**1,482**
		その他有価証券評価差額金	1,532
		繰延ヘッジ損益	△50
		純資産合計	**292,812**
資産合計	**497,595**	**負債及び純資産合計**	**497,595**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年３月21日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**18,878**
営業原価		**2,343**
営業総利益		**16,535**
一般管理費		**6,255**
営業利益		**10,280**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	1,291	
その他	32	**1,324**
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	473	
その他	0	**473**
経常利益		**11,130**
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	48	**49**
税引前当期純利益		**11,081**
法人税、住民税及び事業税	△512	
法人税等調整額	642	**130**
当期純利益		**10,951**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年３月21日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成29年３月21日残高	11,882	109,089	－	109,089	30,000	126,448	156,448	△4,421	272,999
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△3,724	△3,724		△3,724
当期純利益						10,951	10,951		10,951
自己株式の処分			7,855	7,855				3,249	11,104
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	7,855	7,855	－	7,226	7,226	3,249	18,330
平成30年３月31日残高	11,882	109,089	7,855	116,944	30,000	133,674	163,674	△1,172	291,329

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成29年３月21日残高	988	△165	823	273,822
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△3,724
当期純利益				10,951
自己株式の処分				11,104
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	544	115	659	659
事業年度中の変動額合計	544	115	659	18,990
平成30年３月31日残高	1,532	△50	1,482	292,812

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月18日

ＳＧホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大西　康弘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田　円	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須藤　英哉	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＳＧホールディングス株式会社の平成29年3月21日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＧホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、従来、定率法を採用していた有形固定資産について当連結会計年度から定額法に変更している。また、一部の有形固定資産の耐用年数を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月18日

ＳＧホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大西　康弘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田　　円	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須藤　英哉	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＳＧホールディングス株式会社の平成29年3月21日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年３月21日から平成30年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月21日

ＳＧホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	富　永　正　行　㊞
常勤監査役	中　西　隆　司　㊞
監査役（社外監査役）	岡　村　憲　一　郎　㊞
監査役（社外監査役）	大　島　義　孝　㊞

以　上

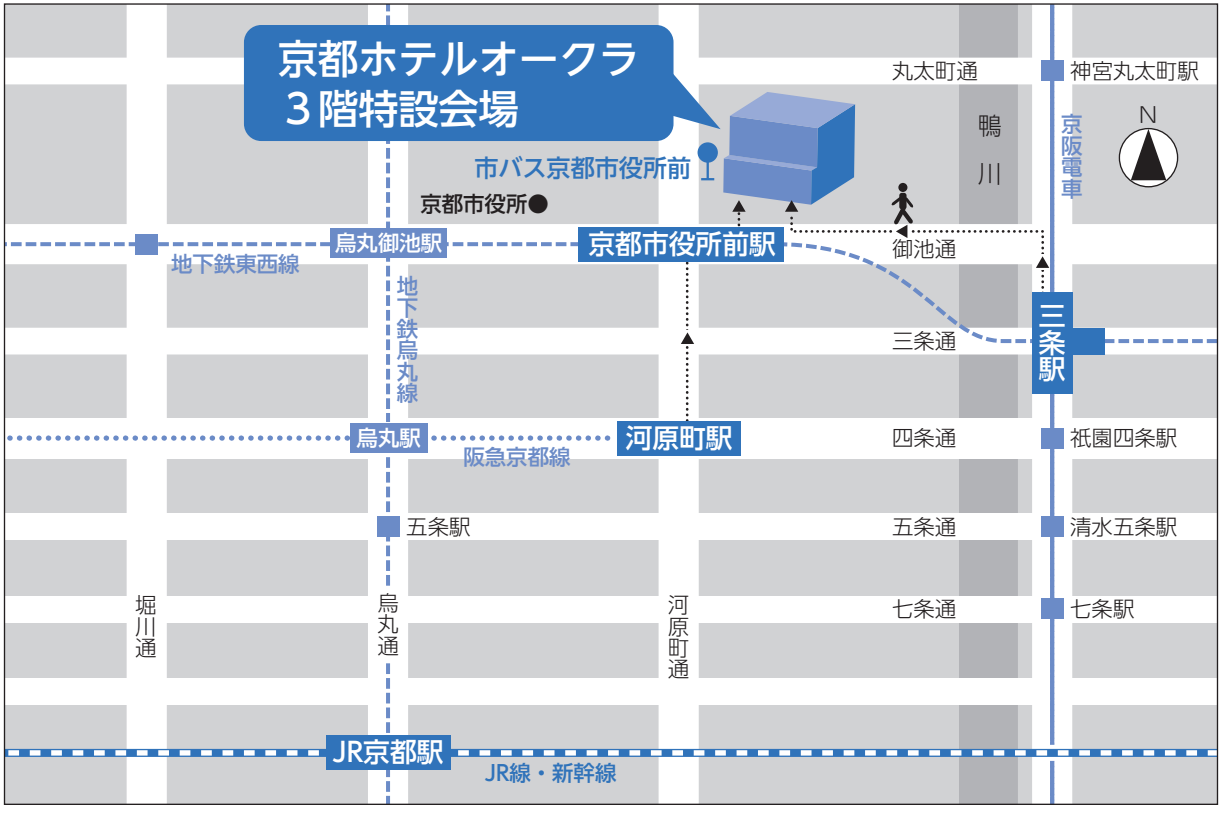
メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

日　時　平成30年6月28日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

場　所　京都ホテルオークラ ３階特設会場
京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の４



会場への交通

- ▶地下鉄東西線京都市役所前駅より ……徒歩約 1 分
- ▶市バス京都市役所前より ……徒歩約 1 分
- ▶京阪電車三条駅より ……徒歩約 7 分
- ▶阪急電車河原町駅より ……徒歩約10分

駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会当日にご来場の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承の程、お願い申し上げます。

SGホールディングス株式会社

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022337
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。